

令和5年第4回

初山別村議会  
定例会会議録

初山別村議会

令和5年第4回初山別村議会定例会会議録

招集年月日	令和5年12月14日		
招集場所	初山別村議会議場		
開会	令和5年12月14日 午前10時 5分宣告		
応招議員	1番 加藤 一裕 2番 高場志津子 3番 鎌田 健治 4番 斎藤 勝博 5番 長谷川幸廣 7番 三谷 博子 8番 木村 健一		
不応招議員	なし		
出席議員	応招議員と同じ		
欠席議員	なし		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	村長 宮本 憲幸 教育長 大水 秀之 監査委員 荒木 隆 農業委員会長 立田 幸男		
本会議に職務のため出席した者の職・氏名	副村長 宇野 要 企画振興室長 佐藤 公彦 総務課長 加藤 明彦 住民課長 小川 志鏡 経済課長 寺崎 廣輝 主任技師 長谷川孝之 教育委員会 教育次長 大西 孝幸 農業委員会長 寺崎 廣輝 事務局長 選挙管理委員会 加藤 明彦		
村長提出議案名	別添議事日程表のとおり		
議員提出議案名	別添議事日程表のとおり		
議事日程	議長は議事日程を末尾添付のとおり報告した。		
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した。 3番 鎌田 健治 4番 斎藤 勝博		
会議の書記氏名	事務局長 大井 英世 書記 岩井 陸		
その他の	なし		

## 村長議会招集挨拶

議長 木村健一 君

村長から議会招集の挨拶の申し入れがありますので、これを許します。村長。

村長 宮本憲幸 君

令和5年、最後の定例議会となりましたが、第4回初山別村議会定例会の開会に際しまして、議会招集の挨拶を申し上げます。

師走を迎え、本年も残す所半月程となりました。議員の皆様方には、年末を控え何かとご多用のところ、定例議会を招集いたしましたが、議員各位のご出席のもとに、本日開催されますこと、厚くお礼を申し上げます。

10月20日に招集されました、第212回の臨時国会は昨日55日間の会期を迎え、昨日閉会しました。経済対策の裏付けとなる補正予算も成立しましたが、物価高騰に苦しむそれぞれの生業や国民生活に効果的な対策となるよう、迅速な予算執行を望む所であります。また、これから新年度予算編成に向けた各省庁の折衝や税制改正の議論を始め、医療、介護、酒害者福祉に係る報酬の見直し等が山場を迎えます。

国や地方自治体を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化の伸展により、様々な分野でニーズが多様化し、これまでの制度や仕組みは限界を迎えており、社会背景の変化に沿った、将来に希望の持つことのできる政策実現のための予算編成となるよう、願うものであります。

さて、本日の定例議会に提案いたしました案件は、補正予算を含め10件を上程致しております。単行議案5件に加え、一般会計及び特別会計の補正予算につきましては、事業費等の追加及び予算執行残の整理等をいたしたく補正をお願いいたしております。

それぞれの案件につきましては、上程の際、詳細説明いたしますので、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、議会招集の挨拶といたします。

何分よろしくお願い申し上げます。

## 開会・開議

議長 木村健一 君

只今の出席議員数は7名で定足数に達しておりますので、令和5年第4回初山別村議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長 木村健一 君

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、3番鎌田健治君、4番斎藤勝博君、両名を指名します。

### 日程第2 会期の決定

議長 木村健一 君

日程第2 会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期については議会運営委員会において協議しておりますので、議会運営委員長の発言を求めます。加藤委員長。

議会運営委員長 加藤一裕 君

ただ今、議長より指名がありましたので、報告いたします。

議長から本期定例会の会期等の諮問を受け、去る12月4日に議会運営委員会を招集し、議会運営について協議を行いました。協議の結果、案件を勘案し会期を本日から12月15日までの2日間とすることにいたしました。

以上、報告を終わります。

議長 木村健一 君

お諮りします。本定例会の会期は、只今議会運営委員長の発言どおり本日から12月15日までの2日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月15日までの2日間に決定しました。

### 日程第3 諸般の報告

議長 木村健一 君

日程第3 諸般の報告を行います。

事務局長に朗読させます。大井事務局長。

事務局長 大井英世 君

第4回初山別村議会定例会諸般の報告。

別紙について朗読説明あり記載省略

議長 木村健一 君

立田選挙管理委員会委員長から欠席の申し出がございました。

これで諸般の報告を終わります。

#### 日程第4 行政報告

議長 木村健一 君

日程第4 行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。村長。

村長 宮本憲幸 君

令和5年第4回初山別村議会定例会の行政報告につきましては、お手元にお配りしております  
資料の順に従いまして、報告申し上げます。

1 令和5年度各会計予算現況のうち、(1)一般会計でありますと、当初予算額23億3,950万円に対し、今回補正額を含め27億3,971万2千円といたしております。当初予算に対しまして、金額で4億21万2千円、率にして17.1%の伸びとなっております。補正是今回を含め6回行っており、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した、住民税非課税世帯臨時特別給付金給付事業、課税世帯応援事業、飼料価格高騰緊急対策支援事業、物価高騰緊急対策支援事業を、交付金事業のほかでは、岬センター客室改修工事請負費、民間賃貸住宅建設費補助金、土地改良区決済金等支援事業補助金、防災スピーカー更新業務委託料、測量・実施設計業務を含めた公共土木施設災害復旧事業などを追加しております。今回提案の補正予算につきましては、歳出では、小中学校エアコン設置事業2,439万円、土地改良区決済金等支援事業1,601万円、住民税非課税世帯臨時特別給付金給付事業1,584万円、岬センター管理運営委託料・修繕料・備品購入費等で1,275万円、退去に係る村営住宅修繕料3戸で1,218万円などを追加しているほか、村有林森林環境保全整備事業業務委託料649万円などを減額しております。歳入では、既に本算定による普通交付税額が決定していることから、財源調整により、公共施設等整備基金繰入金360万円及び財政調整基金繰入金3,857万円を減額いたしますものであります。このほか詳細につきましては、議案審議の際にご説明申し上げます。

次に(2)国民健康保険特別会計でありますと、当初予算額2億2,100万円に対し、今回の補正を含め、現行予算額2億2,263万6千円、差引163万6千円、率にして0.7%の増となっております。この主な要因は、前年度繰越金、国民健康保険税の増額等であります。

(3) 介護保険特別会計であります。当初予算額1億8,690万円に対し、今回の補正を含め、現行予算額2億1,430万円2千円、差引2,740万2千円、率にして14.7%の増となっております。この主な要因は、介護サービス給付費、国庫負担金等返還金の増額等であります。

(4) 後期高齢者医療保険特別会計であります。当初予算額2,360万円に対し、今回の補正を含め、現行予算額2,474万円、差引114万円、率にして4.8%の増となっております。この主な要因は、後期高齢者医療保険料、広域連合納付金の増額等であります。

(5) 簡易水道事業特別会計であります。当初予算額1億5,110万円に対し、今回補正により、現行予算額は1億5,685万4千円で、差引575万4千円、率にして3.8%の増となっております。この主な要因は、消費税納付金、水道施設の修繕料の増などであります。

(6) 農業集落排水事業特別会計であります。当初予算額1億2,050万円に対し、現行予算額は1億2,324万5千円で、差引274万5千円、率にして2.3%の増となっております。この主な要因は、個別排水処理施設工事請負費の増などであります。

2の農業及び漁業生産状況について申し上げます。

①水稻、畑作の生産状況であります。11月30日現在の米の生産量は2万4,002俵、生産額は2億8,643万7千円であり、対前年比は、生産量で81.4%、生産額で85.9%、出荷数量に対する1等米比率は100%であります。小麦の生産量は1,116トン、生産額は4,536万4千円であり、対前年比は生産量で87.3%、生産額で100.1%であります。水稻、畑作合計の生産額は、3億5,027万6千円で、対前年比88.1%であります。②畜産の生産状況であります。10月末現在で申し上げます。生産額の合計は、3億5,765万5千円で、対前年比102.7%であります。生乳については、乳価の上昇により前年を上回りまり、肉牛・素牛については、昨年からの個体販売価格の下落は回復しておらず、生産額は多少前年を上回ったものの横ばいの状況であります。

次に、③漁業生産状況であります。11月30日現在の水揚高の合計は、数量635.1トン、金額は、4億8,289万5千円で、対前年比は、数量で57.2%、金額で76.2%であります。主力魚種の「たこ」は、水揚げが好調であり、数量で対前年比122.7%、金額で172.3%で、数量、金額ともに前年を大きく上回っております。ほたて稚貝においては、平年並であったものの、「なまこ」については、魚価の低迷により、金額で、対前年比92.7%となりました。一方、昨年、過去最高の水揚げとなった「さけ」は、夏場の猛暑により、水温が高く推移した影響を受け、昨年に比べ、数量で32.3%、金額で24.5%と 大きく下回

っております。全体では、「さけ」の落ち込みにより、金額で約1億5千万円の減となりましたが、平年並は維持したところです。

3の岬センター等の利用状況について申し上げます。

①岬センター利用状況でありますが、利用者合計が4万1,531人、対前年比2,437人の増、率にして106.2%であります。

②有料公園施設につきましては、利用者合計が2,905人、対前年比9人の減、率にして9.7%であります。

③道の駅につきましては、利用者合計は1万7,695人で、対前年比3,838人の増、率にして127.7%であります。

④農林水産物直売所につきましては、利用者合計が2,544人で、対前年比1,823人の減、率にして58.3%であります。

⑤オートキャンプ場につきましては、合計利用件数は2,132件で、対前年比235件の減、率にして90.1%、利用者数は4,735人で、対前年比941人の減、率にして83.4%であります。

次に、4の令和5年度建設工事等の発注状況について申し上げます。

(1) 土木・建築工事では、計の欄で、発注済26件、3億5,281万4千円、委託業務は、発注済12件、5,298万7千円、発注率は、ともに100%であります。

(2) 水道・農業集落排水工事では計の欄で、発注済2件、499万4千円、委託業務では、発注済3件、2,431万円、発注率は、ともに100%であります。

以上で行政報告を終わります。

議長 木村健一 君

これで行政報告は終わりました。

### 日程第5 一般質問

議長 木村健一 君

日程第5 一般質問を行います。

議長あて通告のあった一般質問は、お手元に配布しております一般質問通告一覧表のとおりであります。

発言時間について申し上げます。本日の一般質問についての各議員の発言は、会議規則第55条の規定により質問開始から60分以内とします。

順番に発言を許します。5番長谷川幸廣君。

5番 長谷川幸廣 君

有害鳥獣捕獲従事者対策について質問します。

今年の熊の出没、目撃数はニュースにも取り上げられていますが、異常な数となっています。

また、街の中を熊がうろついて、人身事故も起きていますし、農作物などの被害も多く発生しています。

このような状況から、村民の安全を確保するためには、捕獲従事者の確保が重要と思います。

村長の考え方をお聞きしたい。

村長 宮本憲幸 君

議長。

議長 木村健一 君

村長。

村長 宮本憲幸 君

長谷川議員のご質問にお答え申し上げます。

道内のヒグマの生息数は、平成2年度の調査で推定5,200頭から令和2年度の調査では、推定11,700頭と30年で倍以上に増加しております。また、人身被害においても、本年5月の上川管内幌加内町において発生した死亡事故をはじめとし、多数発生している状況にあります。その様な状況の中で、北海道では、令和4年度に人身被害の防止、人里への出没の抑制及び農業被害の軽減を図るため、北海道ヒグマ管理計画（第2期）を策定するとともに、管理計画のアクションプランとして、本年4月には、留萌振興局管内ヒグマ対策実施計画を策定し、管内関係機関が連携し、人身被害等の未然防止対策を講じているところであります。

一方、村におきましては、平成26年度に農林水産業等の被害防止を目的とし、初山別村鳥獣被害対策実施隊を設置し、村外の者も含め隊員12名を委嘱し、被害の未然防止に努めているところであります。また、平成30年度には、有害鳥獣捕獲従事者育成のため、初山別村有害鳥獣捕獲従事者育成支援事業助成金制度を新設し、令和4年度には、新規に鉄砲を所持する方への免許取得時の助成金を追加し、捕獲従事者の確保・育成に努めてきたところであり、令和5年度には、狩猟免許取得者2名、鉄砲所持許可者1名が新たに加わったところであります。

しかしながら、村鳥獣被害対策実施隊の基本組織である、北海道獣友会羽幌支部初山別部会の会員も現在10名で組織しておりますが、高齢化や半数以上が農業者であることで、農繁期には迅速な対応が困難な状況であり、市街地への出没時等に迅速に対応するためには、有害鳥獣捕獲

従事者の確保・育成は喫緊の課題となっているところであります。

村といたしましては、過般12月4日の議会全員協議会でも説明いたしましたが、令和6年度より初山別村有害鳥獣捕獲従事者育成支援事業助成金制度の見直し・拡充を行い、精神鑑定診断料及び教習用射撃用実包購入費の限度額の撤廃と新規に猟銃等を購入する場合に50万円を上限とした助成金を追加し、捕獲従事者の確保に支障となっている個人負担について、実質無償で所持できる制度として改正するとともに、機会あるごとに助成金制度の説明会等を実施し、制度周知の徹底を図り、一人でも多くの有害鳥獣捕獲従事者の確保・育成に努めて参りたいと考えておりますので、ご理解願います。

5番 長谷川幸廣 君

議長。

議長 木村健一 君

5番長谷川幸廣君。

5番 長谷川幸廣 君

この有害駆除ということからすると、村に在住している人でないと駆除できないという一つの決まりがあると思いますが、この村で従事者を新たに探すということになると、無理矢理に鉄砲持てというわけにはいきませんので、少し興味を示していただける人がいるといいのですが、現状ではなかなかいません。このまま村に従事者が増えないということになると、今後どういうふうになるのか、実際街の中を熊がうろついていますので、この村も同じ様に思いますけれども、従事者が新たに増えないということになれば村長はどうお考えになりますか。

村長 宮本憲幸 君

議長。

議長 木村健一 君

村長。

村長 宮本憲幸 君

ヒグマ含めて有害鳥獣の課題につきましては、今、全国的に本州ではツキノワグマ、北海道ではヒグマということで爆発的に増えている状況にあります。今まででは保護という立場、いわゆる環境面での立場というわけになりますが、これだけ増えてしかも人命に関わる、あるいは暮らしに大きな障害となるということになれば、やはり保護という視点ではなくて個体調整をする一定の管理ということが求められていますし、国としてもそういう方向性にあるという中にあります。この管理を今後、個体調整する管理はその熊をどう処理していくかというと、やはり熊を捕るた

めの従事者が必要ということになります。北海道においてもそれぞれの町村でこの問題については大変重視しているわけありますが、そのことをなし得るためには、やはりこれからは一つの町村の方法だけではなくもっと広域的にハンターの育成をする、あるいは近隣町村が連携して行うということも当然考えていかなければならない事態というふう思います。いずれにしても熊を個体調整しなければこのままのペースでいけば大変なことになりますので、北海道あるいは管内連携して従事者の確保とその個体調整、今まで以上に危機感を持って取り組んでいくという必要があるというふうに思います。

5番 長谷川幸廣 君

議長。

議長 木村健一 君

5番長谷川幸廣君。

5番 長谷川幸廣 君

熊が人に向かって来なければいいのですが、これは対面すると恐らく向かってくる、そういう危険なものでございますので、またそれに合わせて銃を持つのも大変危険なものです。何か事故がある度に警察の取り締まりというのが厳しくなってくる、1年に1回検査はありますが少しでも管理が悪いと銃は取りあげられますし、最終的に1年間トータルして使った弾が一発わからぬいだけでもその時点で警察はだめという形になります。それぞれ現在いる従事者の方たちは自分の仕事というものをもっています。いざ緊急に呼び出しがかかっても即対応するのが非常に難しいです。そこで一つの方法として、村の職員が資格を取って従事者になるというものはいかがなものでしょうか。

村長 宮本憲幸 君

議長。

議長 木村健一 君

村長。

村長 宮本憲幸 君

この従事者を確保するために、今まで以上に確保の施策というものを考えなければいけないと思うんですけども、村においてもそういった動ける人が少ない中でどういった確保策があるのかと考えの中では、一つには村の職員もその中には入ってくるということは考えられるかというふうに思っております。ただ、その適正ですか、仕事の難しさなど誰にでもできるということではございませんので、その辺の関わりということも重要な考え方かななければならないと思つ

ております。ただ、このままにしておきますと、議員が心配しておりますように、このままではだめだということは私も同じような認識は持っておりますので、全ての考え方を尽くして、先ほども話しましたが地域連携含めて、それから村民の皆様にもこういう状況にあるんすと、これはこのままにしておいたら大変な事になりますので、理解していただける方、あるいはそういうことに納得していただける方については一人でも二人でも協力していただけませんか、というような必要があるのかなというふうに思います。状況が状況ですので、今までとはまた違った一段ギアを上げた考え方で、このタイミングでやってまいりたいと思います。

5番 長谷川幸廣 君

議長。

議長 木村健一 君

5番長谷川幸廣君。

5番 長谷川幸廣 君

誰も担い手がないということになれば、大変なことになるかと思いますので、一つ村の方でも年に2回なり3回なりと講習会のようなものを開き村民に周知をする、その上で興味のある人が出てきたらそれなりに対応できるのかなと思いますので、今後そういう講習会等、おそらく獣友会の方もそういった方向でいくと思うので、私も40年ほどやっておりますが熊を目の前にするとやはりそれ以上前に進めない、仮に檻に入っている熊を見ても近づけない、すごく凶暴ですのでは非近くに出ないように、村も全力を挙げいろいろな対策があると思いますので、よろしくお願いいたします。これで終わります。

議長 木村健一 君

次に7番三谷博子君。

7番 三谷博子 君

困りごとに対する支援について村長に伺います。

「相談支援」を中心として、経済的自立だけでなく社会的自立、日常的自立と広い意味での自立を目指す「生活困窮者自立支援法」が成立して10年になります。

これにより、経済的に困っている人だけでなく、心に問題を抱える人、日常的に家族の介護や世話を担っている人も対象になると法律上で認められているのですが、多くの人の間では経済的自立だけが強調され、身近なものになっています。

村では、一人世帯も増え身辺に相談できず一人で問題を抱えている方も多く、これを機に、生活に困っている人を対象にした「相談会」を開いて村民が抱えている問題を把握し一人一人を支

援してはどうか伺います。

また、村民の社会的な居場所づくりをして、仲間づくりを支援していくことについては、どのように考えているのか伺います。

村長 宮本憲幸 君

議長。

議長 木村健一 君

村長。

村長 宮本憲幸 君

三谷議員ご質問の、「困りごとに対する支援について」をお答えいたします。

「生活困窮者自立支援法」は平成25年に成立し、平成27年4月から「生活困窮者自立支援事業」が開始されているところです。この事業は、第2のセーフティネットとして、生活保護に至る前の段階で自立に向けた支援を行うことによって、課題がより複雑化、深刻化する前に自立の促進を図ることを目的としているものです。

本事業の実施主体は福祉事務所となり、管内では留萌振興局となります。村においては、留萌振興局で設置する、管内7町村及び各町村社会福祉協議会、他関係各機関で構成される「生活困窮者支援会議」にその構成員として参画しているところです。

まず、ご質問1点目の生活に対する困りごとなどの「相談会」を開催し村民の問題を把握し一人一人支援してはとのご質問ですが、生活困窮対策としての相談会は、留萌振興局において民間事業所の「自立相談支援事業所 るもい生活あんしんセンター」に業務委託し、毎月2回程度、留萌管内各町村において開催しているところです。その中の村の関わりとしては、担当係や保健師が支援を必要としている住民から事前に相談を受けた場合、この「安心センター」へつなげる役割を担っているところです。しかしながら、支援制度の仕組みや事業内容等の周知につきましては、まだまだ十分とは言いがたい状況ですので、本制度が生活困窮者の自立促進につながるよう、実施主体、関係団体と連携を密にし、丁寧でわかりやすい、効果的な情報発信に努めてまいりたいと考えます。

次に、2点目の居場所づくり、仲間づくりの支援についてですが、これまでコロナ禍により活動が自粛されてた期間もありましたが、現在、ささえ愛事業として実施されている、豊岬地区の「なんもなんも食堂」をはじめとした村内各団体等による食の提供による居場所づくりなど、地域や各種団体などが協力し実施しているところです。

居場所づくりは孤立しないための重要な役割を果たすものと認識しておりますので、さらに様

々な視点からそのあり方について、検討を進めてまいりたいと考えますので、ご理解を願います。

7番 三谷博子 君

議長。

議長 木村健一 君

7番 三谷博子君。

7番 三谷博子 君

なかなかこういった問題については、相談しに出向くというのは難しいのではないかと考えます。相談しに行くというのは、なかなか一人ではできないと思います。それで、どのようにしたらそういった自分の困ったことが表に出てくるのかというと、それはどこかに居場所があって、その居場所の中で少しずつ気を許して出てくることなのではないかと思いますので、毎月行っている中では氷山の一角になるのではという気がします。そこで、なんもなんも食堂がそれに一番近い形で活躍をしていますし、それから、あいあい、他いろいろな婦人部が活動していますが、それはボランティア的な意味合いがとても強いかと思います。お金が入ったにしてもそれはその会を運営していくために使われていくものだと思います。近年、物価の高騰には歯止めがかかっておりません。それは世界的な情勢も関わってくることから、これから先の見通しもなかなかつきません。その中でボランティアからまた一つ踏み込んだ、その中で収入が少しでも活躍する本の人にも選べるようなそういう視点もこれからは必要になってくるのではないかと思います。村が仕掛けてそういった場所を作るか、また村民が仕掛けて村と共にそういった場所を作るということもあるかと思いますが、今までの流れを見ていますと、なかなか村民が集まってある程度の下地を作つて村に働きかけていくということは今の状況を考えるとなかなか難しく、村の方からも少し仕掛けていただければそういう場所もできるのではないかと思います。それでみんなが集まつて何かを作つたり、困り事を話しをしたりなど、そういう場所を作つていただきたいと思うのですが村長がどうお考えですか。

村長 宮本憲幸 君

議長。

議長 木村健一 君

村長。

村長 宮本憲幸 君

居場所づくりにつきましては、先ほども答弁しましたように村がだんだん高齢化していく中でやはり住民の皆さんそれぞれ悩み事や、高齢になつても暮らしていく事への不安というのがきっ

とありますでしょけれども、居場所があるということは重要な要素になる、孤立しない大きな視点の一つになるというふうに思いますので、村としても今までいろいろな事業を進めてきておりますけれども、これからもその必要性というものを十分認識した上で、どういった方法がいろいろな立場にある方、あるいはいろいろな関係団体と連携しながらさらに深めて進めていくということが必要なのかなとも思います。行政として、個々の問題について一人一人に対応するというのはなかなか難しいことですが、でも周りにはいろいろな制度に基づく、例えば民政委員の皆さんや、女性団体なども非常にご理解をもって動いて下さっている団体もありますので、そういう方々の思いを聞いたり、あるいは連携をより強めることによって、そういう形が少しでもできていれば、なんとか夫婦世帯だけでも、あるいは独居の世帯でもそういう頼れる人がいるのであれば、この地でなんとかやっていけるかなと、思っていただけのようなそういう施策というのも必要になってくるかなと思います。

7番 三谷博子 君

議長。

議長 木村健一 君

7番 三谷博子君。

7番 三谷博子 君

村ではいろいろな活動がなされています。それはわかっています。でも、今この物価高に歯止めがかからないこの状況を考えると、これは各家庭にもかなりの影響を及ぼしているものと思われます。その中で、少しでも収入に結びつくような、そして社会的にも参加して自分が世に貢献していると思って、そしてそれがなおかつ自分の収入にも結びついて、自分の生活に少しプラスになっていく、そんなこともこれから必要ではないかと思います。

いろいろな支援がこれまでなされてきました、灯油の支援とか。でも、それは一時的なものでありそれだけに頼っているわけにもいかないんじゃないのかと思います。それで、仲間と一緒にものづくりをしたり、何かをしたことによって収入が得られ、物価が上がっている分をカバーできるようなそんな生活になればいいかなと思い提案しました。そのためには何をしたらいいかというと、まずは場所があったらいいんじゃないかと思います。みんなで集まって同じものを作る、何かを考える、そういうった場所があったらいいのではないかと思います。それで考えてみたのですが、本村の中にツ・ドウがあります。それともう一つ繫小屋があります。繫小屋の方には今、学習塾が入っていて、ものづくりをした物を置くなどそういうった場所を取ると邪魔になる可能性もあるので、もう一つ会議室として設けられているツ・ドウを冬の間もストーブがいつでも使えるよう

にし、また棚などを作っていたら、そこに物を置いておけるようなそんな場所を作っていただければ、皆がお茶飲み方々集まって話し合い、何かものづくりをしながらやっていけるかなと思います。私たち議員は、お金をいただいていろいろな場所へ研修に行かせてもらっています。その中でいいなと思う村では、やっぱりただボランティアをしてるだけでなく、自分たちの生活が潤うようなそういう工夫もなされていたようにも思います。この村でちょっと足りないのはその辺なのかな、だったらばツ・ドウという場所があって、そこをちょっと工夫していただければそういった状況も作っていけるんではないかと思い、いろいろな事情もあるかとは思いますが、村長そのところのお考えをお聞かせいただけますか。

村長 宮本憲幸 君

議長。

議長 木村健一 君

村長。

村長 宮本憲幸 君

具体的な、こういうことはできないのかというお話をいただきました。

日本の国は今、超高齢化社会を迎えてこれから医療、福祉、介護、この社会保障制度をどうやって保っていくかという大きな課題を抱えているわけですが、その中でやはり働き続ける事、通常の現役時代の働き方とは違いますけれども、少しでも手を動かして、あるいは汗を流して何かしら働くということの意味合いというのが非常に大きいと思いますし、それに基づく対価、対価を得るということも極めて貴重なことだと思います。村においても今は、高齢者事業団がありますけれども、なんとか高齢になっても毎日毎日働き続けるということではなくて、求められる仕事を一定程度やることによって、自分の健康にも繋がったり、あるいは医療費の増加にも止めのかかることになったり、やはり働くということは相当意味のあることだと思っております。そういう意味では村民の高齢者の方もなにかしらをきっかけとして働く、社会のためになってるんだという、そういう立場にいることこそが生きがいになってですね。自分の健康作りだったり、社会に参加しているその思いが健康でいられるということもあるのかなと思います。ただ高齢者事業団がそれだということではなく、これから、じゃあもっと違った視点で何かないのか、例えば今言ったようなお話しされるとか、あるいは子ども達の教育や保育の場、人としての生き方なども含めて高齢の人が今までの自分の生きてきた実績の元での思いを伝えていただく場所を作るとか、せっかくの高齢者の方の貴重な経験を生かすということが大変いろいろなことに繋がっていくと思いますので、今までとは違った視点で、あるいは今ある村の施設、なんとかそういう方法

で活用していくいかを含めてそういう機会づくり、居場所づくりについて、よりこれからまた深めて考えて参りたいと思います。

7番 三谷博子 君

議長。

議長 木村健一 君

7番 三谷博子君。

7番 三谷博子 君

村民が自分たち一人一人で何かをしていくということは、してしまえばできるのかもしれません、するというところまでがとても大変だと思います。協力隊の方たちも、まずするというところで悩んでいるんだと思います。これから先のことを考えていきますと、社会的な居場所、収入にも繋がる場所があればもっといろいろな知恵が集められて、いろいろなことができるのではないかと思いますので、考えて進めていってほしいと思います。

これで一般質問を終わります。

議長 木村健一 君

これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。

(休憩 午前11時05分 再開 午前11時20分)

議長 木村健一 君

休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 日程第6 議案第54号

議長 木村健一 君

日程第6 議案第54号 初山別村税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由等の説明を求めます。加藤総務課長。

総務課長 加藤明彦 君

議案第54号 初山別村税条例の一部を改正する条例の制定について

初山別村税条例の一部を改正する条例を、別紙のように制定するものとする。

令和5年12月14日提出

初山別村長 宮本憲幸

提案理由 地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしようとするものである。

別紙について朗読説明あり記載省略

議長 木村健一 君

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(質疑なし)

議長 木村健一 君

質疑がないようすでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認め、これより採決します。

議案第54号 初山別村税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第7 議案第55号

議長 木村健一 君

日程第7 議案第55号 初山別村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由等の説明を求めます。小川住民課長。

住民課長 小川志鏡 君

議案第55号 初山別村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

初山別村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のように制定するものとする。

令和5年12月14日提出

初山別村長 宮本憲幸

提案理由 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。	
別紙について朗読説明あり記載省略	
議長 木村健一 君	
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。	
(質疑なし)	
議長 木村健一 君	
質疑がないようすでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。	
(異議なしの声多数あり)	
議長 木村健一 君	
異議なしと認め、これより採決します。	
議案第55号 初山別村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。	
(異議なしの声多数あり)	
議長 木村健一 君	
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。	
日程第8 議案第56号	
議長 木村健一 君	
日程第8 議案第56号 初山別村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題とします。	
提案理由等の説明を求めます。寺崎経済課長。	
経済課長 寺崎廣輝 君	
議案第56号 初山別村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について 初山別村簡易水道事業の設置等に関する条例を、別紙のように制定するものとする。	
令和5年12月14日提出	
初山別村長 宮本 憲幸	
提案理由 地方公営企業法の適用に伴い、初山別村簡易水道事業の設置等に関する条例を制定	

しようとするものである。

別紙について朗読説明あり記載省略

議長 木村健一 君

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(質疑なし)

議長 木村健一 君

質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認め、これより採決します。

議案第56号 初山別村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

### 日程第9 議案第57号

議長 木村健一 君

日程第9 議案第57号 初山別村農業集落排水事業等の設置等に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由等の説明を求めます。寺崎経済課長。

経済課長 寺崎廣輝 君

議案第57号 初山別村農業集落排水事業等の設置等に関する条例の制定について

初山別村農業集落排水事業等の設置等に関する条例を、別紙のように制定するものとする。

令和5年12月14日提出

初山別村長 宮本憲幸

提案理由 地方公営企業法の適用に伴い、初山別村農業集落排水事業等の設置等に関する条例を制定しようとするものである。

別紙について朗読説明あり記載省略

議長 木村健一 君

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(質疑なし)

議長 木村健一 君

質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認め、これより採決します。

議案第 57 号 初山別村農業集落排水事業等の設置等に関する条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第 10 議案 第 58 号

議長 木村健一 君

日程第 10 議案第 58 号 初山別村簡易水道事業の設置等に関する条例及び初山別村農業集落排水事業等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由等の説明を求めます。寺崎経済課長。

経済課長 寺崎廣輝 君

議案第 58 号 初山別村簡易水道事業の設置等に関する条例及び初山別村農業集落排水事業等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について  
初山別村簡易水道事業の設置等に関する条例及び初山別村農業集落排水事業等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を、別紙のように制定するものとする。

令和 5 年 12 月 14 日提出

初山別村長 宮本 憲幸

提案理由 地方公営企業法の適用に伴い、関係条例の整備をしようとするものである。

別紙について朗読説明あり記載省略

議長 木村健一 君

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(質疑なし)

議長 木村健一 君

質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認め、これより採決します。

議案第58号 初山別村簡易水道事業の設置等に関する条例及び初山別村農業集落排水事業等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(休憩 午前11時50分 再開 午後 1時05分)

議長 木村健一 君

休憩前に引き続き会議を開きます。

## 日程第11 議案第55号

議長 木村健一 君

日程第11 議案第59号 令和5年度北海道初山別村一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。加藤総務課長。

総務課長 加藤明彦 君

議案第59号 令和5年度北海道初山別村一般会計補正予算（第6号）について  
別紙について朗読説明あり記載省略

議長 木村健一 君

説明が終わりましたので、質疑の方法についてお諮りします。

本案についての質疑は歳出を先にし、歳出の質疑終了の後歳入に移ってご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認め、本案に対する質疑は歳出を先にし、歳出の質疑終了の後歳入に移ることにします。質問される議員は、ページ数・目・節を申し述べてください。

これより歳出の質疑を行います。17ページからです。

3番 鎌田健治 君

議長。

議長 木村健一 君

3番 鎌田健治君。

3番 鎌田健治 君

41ページ 1目 学校管理費 10節 需要費 17節 備品購入費

これはエアコンの整備だと思いますが備品の購入だけで、工事費などはどうなんですか。保証などの関係もあると思いますがどうなっていますか。

教育次長 大西孝幸 君

議長。

議長 木村健一 君

大西教育次長。

教育次長 大西孝幸 君

備品購入費については、エアコンの本体、室外機、及び取付料に関する予算計上となっています。それ以外の工事関連の費用といいますか、設置に係る費用、たとえば壁掛けであれば壁の修繕等ありますが、電気工事も含めてそうですが修繕が必要となる部分につきましては10節修繕費より準備しております。ただ設置してみて明らかになる費用、特に電気工事がそうなんですが修繕費で予算措置させていただいております。

3番 鎌田健治 君

議長。

議長 木村健一 君

3番 鎌田健治君。

3番 鎌田健治 君

修繕して、教室によってその場所が多少異なると思いますが、そのものについては修繕費でみ

るという考え方でよろしいですか。きちんと設計というのか見積もりなど、もう少し研究してきちんとやる必要があるのではないかと思います。保証の問題も出てくると思います。設置をしました、配管しました、そしたらどっちが責任をもつのかなど、予算に対してはきちんと精査して発注していただきたいなと思います。

教育次長 大西孝幸 君

議長。

議長 木村健一 君

大西教育次長。

教育次長 大西孝幸 君

整備の関連につきましては、ご意見いただいた部分もふまえて進めていきたいと思っておりますが、部品等、設置の関係につきましては同一業者で行う予定でありますのでご理解の程よろしくお願いします。

2番 高場志津子 君

議長。

議長 木村健一 君

2番高場志津子君。

2番 高場志津子 君

20ページ 6目 自治振興費 7節 報償費 12節 委託料

ふるさと応援寄附金が増えました。ふるさと納税業務委託料も増えています。現時点でのふるさと納税の状況、前年比どの程度になっているか説明願います。

総務課長 加藤明彦 君

議長。

議長 木村健一 君

加藤総務課長。

総務課長 加藤明彦 君

今回の補正につきましては、今までスタートの時点ではさとふるから始まって、その次には楽天、ふるさとチョイスもこの秋から始めたところでありまして、昨年につきましては非常に大口の寄附金が一件ありましたのでそちらは特例といたしましても、この12月くらいでは前年同期を上回る状況が見込まれるものですから、それぞれの寄附額につきましては、委託の3カ所と村のホームページも含めますと4つの窓口があるわけですが、今年の11月末時点では104万円と

なっております。12月は、年内での税金控除を受けるためどこの町も駆け込みの寄附が多いようで、村も今までの経過を見ますと件数が増える見込みであります。12月分はまだ各社からの報告がなくわかりませんが、11月末時点では38件の104万となってございます。

3番 鎌田健治 君

議長。

議長 木村健一 君

3番 鎌田健治君。

3番 鎌田健治 君

33ページ 1日農業委員会費 12節 委託料

新規就農者のパンフレットですが、どういうところに配付するのか教えて下さい。

経済課長 寺崎廣輝 君

議長。

議長 木村健一 君

寺崎経済課長。

経済課長 寺崎廣輝 君

パンフレットの配布先ですが、年3回札幌市で新規就農フェアが開催されています。そこで説明資料として活用するとともに、参加者、少しでも意向がある方に配付することで考えておりまして、データをもとにホームページでも掲載してPRしていきたいなと考えています。

議長 木村健一 君

他に質疑はございませんか。

(質疑なし)

議長 木村健一 君

歳出の質疑がないようですので、歳入の質疑に移ります。4ページからです。

1番 高場志津子 君

議長。

議長 木村健一 君

1番 高場志津子君。

1番 高場志津子 君

8ページ 3目 教育費委託金 1節 保健体育費委託金

地域スポーツクラブ活動体制整備事業委託金ですが、活動体制をどのように整備するのかお聞

かせ願います。

教育次長 大西孝幸 君

議長。

議長 木村健一 君

大西教育次長。

教育次長 大西孝幸 君

本事業につきましては、中学校における部活動の地域移行に係る方向性や活動内容を検討する場としてのスポーツクラブでありまして、現在では土曜日の部活動に関し地域移行を進めており、今後は教育委員会、学校、地域スポーツ団体等の協力により地域協議会を構成し、次年度以降の活動を検討していきたいと考えております。このような地域協議体制整備については、北海道より委託を受け、今年度実施している事業であります。

1番 高場志津子 君

議長。

議長 木村健一 君

1番高場志津子君。

1番 高場志津子 君

5ページ 2目 土木使用料 4節 公園使用料

公園キャンプ場使用料が増えましたが、前年対比何%くらいになりますか。

経済課長 寺崎廣輝 君

議長。

議長 木村健一 君

寺崎経済課長。

経済課長 寺崎廣輝 君

公園キャンプ場の使用料の関係ですが、内訳としましては 631,000 円増になり 4,131,000 円ですけれども、オートキャンプ場使用料が 4,127,500 円で岬台公園のホールの集会使用料が 4,280 円入っており、トータル補正後 4,131,000 円となつておりますが、オートキャンプ場で申し上げますと、前年度は 4,967,500 円となつておりました。収入としては約 17 % の減ということになつています。ただ、行政報告でも申し上げましたが、使用件数、人数については、件数が 90.1 %、利用者数は 83.4 % となっているところであります。

議長 木村健一 君

他に質疑はございませんか。

(質疑なし)

議長 木村健一 君

歳入の質疑がないようですので、歳入歳出全般について質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長 木村健一 君

質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認め、これより採決します。

議案第 59 号 令和 5 年度北海道初山別村一般会計補正予算（第 8 号）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(休憩 午後 1 時 5 分 再開 午後 2 時 20 分)

議長 木村健一 君

休憩前に引き続き会議を開きます。

### 日程第 12 議案第 60 号

議長 木村健一 君

日程第 12 議案第 60 号 令和 5 年度北海道初山別村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。小川住民課長。

住民課長 小川志鏡 君

議案第 60 号 令和 5 年度北海道初山別村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について別紙について朗読説明あり記載省略

議長 木村健一 君

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出一括質疑とします。

質問される議員は、ページ数・目・節を申し述べてください。

(質疑なし)

議長 木村健一 君

質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認め、これより採決します。

議案第60号 令和5年度北海道初山別村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

### 日程第13 議案第61号

議長 木村健一 君

日程第13 議案第61号 令和5年度北海道初山別村介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。小川住民課長。

住民課長 小川志鏡 君

議案第61号 令和5年度北海道初山別村介護保険特別会計補正予算（第3号）について別紙について朗読説明あり記載省略

議長 木村健一 君

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出一括質疑とします。

質問される議員は、ページ数・目・節を申し述べてください。

(質疑なし)

議長 木村健一 君

質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認め、これより採決します。

議案第 61 号 令和 5 年度北海道初山別村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第 14 議案第 62 号

議長 木村健一 君

日程第 14 議案第 62 号 令和 5 年度北海道初山別村後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。小川住民課長。

住民課長 小川志鏡 君

議案第 62 号 令和 5 年度北海道初山別村後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 2 号）について

別紙について朗読説明あり記載省略

議長 木村健一 君

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出一括質疑とします。

質問される議員は、ページ数・目・節を申し述べてください。

(質疑なし)

議長 木村健一 君

質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認め、これより採決します。

議案第 62 号 令和 5 年度北海道初山別村後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 2 号）は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり）

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

### 日程第 15 議案第 63 号

議長 木村健一 君

日程第 15 議案第 63 号 令和 5 年度北海道初山別村簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。寺崎経済課長。

経済課長 寺崎廣輝 君

議案第 63 号 令和 5 年度北海道初山別村簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について別紙について朗読説明あり記載省略

議長 木村健一 君

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出一括質疑とします。

質問される議員は、ページ数・目・節を申し述べてください。

（質疑なし）

議長 木村健一 君

質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり）

議長 木村健一 君

異議なしと認め、これより採決します。

議案第 63 号 令和 5 年度北海道初山別村簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり）

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議事運営上 12月 15日に審議を予定されております 6件の案件につきましては、本日の日程に追加し議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。よって、6件の案件を追加し議題とすることに決定しました。

追加日程表配布のため暫時休憩します。

(休憩 午後 2時45分 再開 午後 2時47分)

議長 木村健一 君

再開します。

### 追加日程第1 選挙 第 5 号

議長 木村健一 君

追加日程第1 選挙第5号 選挙管理委員並びに補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(全員異議なしの声あり)

議長 木村健一君

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(全員異議なしの声あり)

議長 木村健一君

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には、それぞれ無所属の立田授君、字明里 1655番地、昭和32年8月6日生まれ、立田康雄君、字千代田 138番地1、昭和44年1月5日生まれ、立田尚子君、字明里 1413番地、昭和36年2月25日生まれ、村田寿宏君、字有明 334番地1、昭和46年9月12日生まれ、以上の方を指名します。

お諮りします。只今議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議あり

ませんか。

(全員異議なしの声あり)

議長 木村健一君

異議なしと認めます。よって、只今指名しました立田授君、立田康雄君、立田尚子君、村田寿宏君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には、次の方を指名します。それぞれ無所属の佐古大君、字初山別140番地7、昭和53年6月1日生まれ、佐藤孝子君、字明里1738番地、長谷川雄平君、字有明873番地1、昭和56年6月27日生まれ、原洋己君、字初山別125番地1、昭和29年7月13日生まれ、以上の方を指名します。

お諮りします。只今議長が指名しました方を、選挙管理委員補充員の当選人と定めることにござ異議ありませんか。

(全員異議なしの声あり)

議長 木村健一君

異議なしと認めます。よって、只今指名しました佐古大君、佐藤孝子君、長谷川雄平君、原洋己君、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に補充の順序についてお諮りします。補充の順序は、只今議長が指名しました順序にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(全員異議なしの声あり)

議長 木村健一君

異議なしと認めます。よって、補充の順序は、只今議長が指名した順序に決定しました。

以上で選挙管理委員並びに補充員の選挙を終わります。

## 追加日程第2 意見書案第3号

議長 木村健一君

追加日程第2 意見書案第3号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書を議題とします。

提出議員であります7番三谷博子君からの説明を求めます。

7番 三谷博子君

意見書案第3号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書

のことについて、別紙の意見書を関係機関に提出するものとする。

令和5年12月14日提出

提出者 初山別村議会議員 三谷 博子

賛成者 初山別村議会議員 斎藤 勝博

賛成者 初山別村議会議員 長谷川 幸廣

別紙について朗読説明あり記載省略

議長 木村健一君

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(質疑なし)

議長 木村健一君

質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一君

異議なしと認めます。提出議員は自席に着席願います。

これより採決します。

意見書案第3号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一君

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

### 追加日程第3 報告 第 2 号

議長 木村健一君

追加日程第3 報告第2号 令和5年度学校定期監査の結果報告についてを議題とします。

お諮りします。本件につきましてはすでに各議員に対し、この写しを送付済みでありますので朗読を省略してご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一君

異議なしと認め朗読を省略します。

なお報告事項でありますが、特に質疑があればこれを許します。

(質疑なし)

議長 木村健一 君

質疑がないようですので、報告第2号 令和5年度学校定期監査の結果報告については報告済みとします。

#### 追加日程第4 発議 第9号

議長 木村健一 君

追加日程第4 発議第9号 議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、お手元に配布のとおり派遣することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。よって発議第9号 議員の派遣については、お手元に配布のとおり派遣することに決定しました。

#### 追加日程第5

議長 木村健一 君

追加日程第5 初山別村議会総務経済常任委員会の閉会中の所管事務調査の報告についてであります。常任委員長より議長あて諸般の報告の綴り込みにあるとおり、閉会中の所管事務調査の報告がありました。

常任委員長より補足説明があれば発言を許します。

総務経済常任委員長 長谷川幸廣 君

ありません。

議長 木村健一 君

補足説明がありませんので、以上で報告済みといたします。

#### 追加日程第6

議長 木村健一 君

追加日程第6 委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長及び総務経済常任委員長から委員会において、調査中の事件について会議規則

第74条の規定によって、お手元に配布しております申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一君

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

よって、会議規則第6条の規定により本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一君

異議なしと認めます。よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和5年第4回初山別村議会定例会を閉会します。

(令和5年12月14日 午後 3時05分)